

別表1

区分	大分類	中分類	小分類	整備区分
1 障害福祉サービス事業所等				
(1)障害者総合支援法第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援に限る。)を行う施設(以下「障害福祉サービス事業所」といいます。)並びに同条第11項に規定する障害者支援施設	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設			創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等 整備 老朽民間社会福祉施設整備 応急仮施設整備 避難スペース整備
(2)児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所			創設 増築 改築 大規模修繕等 スプリンクラー設備等 整備 老朽民間社会福祉施設整備 応急仮施設整備 避難スペース整備
2 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所 短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所				
(1)障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談支援を行う事業所	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所			創設 増築 改築 大規模修繕等 応急仮施設整備 避難スペース整備(居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)

(2)児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所			創設 増築 改築 大規模修繕等 応急仮設施設整備 避難スペース整備(居宅介護及び相談支援を行う事業所の施設整備を除く。)
--	---	--	--	---

備考

- 1 「創設」とは、新たに施設を整備することをいいます。
- 2 「増築」とは、既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすることをいいます。
- 3 「改築」とは、既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすることをいいます。
- 4 「大規模修繕等」とは、既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすることをいいます。
- 5 「スプリンクラー設備等整備」とは、平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすることをいいます。
- 6 「老朽民間社会福祉施設整備」とは、社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備をすることをいいます。
- 7 「応急仮設施設整備」とは、平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」により整備をすることをいいます。
- 8 「避難スペース整備」とは、平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペースを整備をすることをいいます。

別表2

令和4年度1事業(1施設)当たりの間接補助基準単価

(単位:円)

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体(日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人～40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人～60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人～80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
		81人～100人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
		101人～120人	都市部	414,300,000
			標準	394,500,000
		121人以上	都市部	490,300,000
			標準	467,000,000
	施設入所支援整備加算及び本体(宿泊型自立訓練)	利用定員 20人以下	都市部	44,900,000
			標準	42,800,000
		21人～40人	都市部	90,600,000
			標準	86,300,000
		41人～60人	都市部	151,500,000
			標準	144,300,000
		61人～80人	都市部	213,400,000
			標準	203,300,000
	81人～100人	都市部	274,200,000	
		標準	261,100,000	
	101人～120人	都市部	336,000,000	
		標準	320,100,000	
	121人以上	都市部	397,000,000	
		標準	378,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000		
	標準	40,900,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000		
	標準	134,700,000		
短期入所整備加算	都市部	11,700,000		
	標準	11,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000		
	標準	12,900,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000		
	標準	9,220,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000		
	標準	6,140,000		
避難スペース整備加算	都市部	37,300,000		
	標準	35,600,000		
療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	101,300,000
			標準	96,500,000
		21人～40人	都市部	203,500,000
			標準	193,800,000
		41人～60人	都市部	339,200,000
			標準	323,100,000
		61人～80人	都市部	477,400,000
標準	454,700,000			
81人～100人	都市部	614,300,000		
	標準	585,000,000		
101人～120人	都市部	750,900,000		
	標準	715,200,000		

		121人以上	都市部	887,800,000
			標準	845,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000
			標準	40,900,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000
			標準	134,700,000
		短期入所整備加算	都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
		発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000
			標準	12,900,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000
			標準	9,220,000
		居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000
			標準	6,140,000
		避難スペース整備加算	都市部	37,300,000
			標準	35,600,000
共同生活援助	本体	定員4人～10人	都市部	26,400,000
			標準	25,200,000
		短期入所整備加算	都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部	2,100,000
			標準	2,000,000
		就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000
		標準	9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000	
		標準	6,140,000	
	避難スペース整備加算	都市部	37,300,000	
		標準	35,600,000	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 20人以下	都市部	101,300,000
			標準	96,500,000
		21人～40人	都市部	203,500,000
			標準	193,800,000
		41人～60人	都市部	339,300,000
			標準	323,100,000
		61人～80人	都市部	477,400,000
		標準	454,700,000	
		81人～100人	都市部	614,400,000
		標準	585,100,000	
		101人～120人	都市部	751,000,000
		標準	715,300,000	
		121人以上	都市部	887,800,000
			標準	845,600,000
		就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000
			標準	40,900,000
		大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000
			標準	134,700,000
		短期入所整備加算	都市部	11,700,000
			標準	11,100,000
	発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000	
		標準	12,900,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000	
		標準	9,220,000	
	居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000	
		標準	6,140,000	
	小規模グループケア整備加算	都市部	20,700,000	
		標準	19,800,000	
	避難スペース整備加算	都市部	37,300,000	
		標準	35,600,000	

福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	本体	利用定員 20人以下	都市部	55,700,000
			標準	53,100,000
		21人～40人	都市部	112,200,000
			標準	106,900,000
		41人～60人	都市部	187,500,000
			標準	178,500,000
		61人～80人	都市部	263,300,000
			標準	250,800,000
	81人～100人	都市部	339,300,000	
		標準	323,100,000	
	101人～120人	都市部	414,300,000	
		標準	394,500,000	
	121人以上	都市部	490,300,000	
		標準	467,000,000	
	就労・訓練事業等整備加算	都市部	42,900,000	
		標準	40,900,000	
	大規模生産設備等整備加算	都市部	141,400,000	
	標準	134,700,000		
短期入所整備加算	都市部	11,700,000		
	標準	11,100,000		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	13,500,000		
	標準	12,900,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援整備加算	都市部	9,670,000		
	標準	9,220,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,440,000		
	標準	6,140,000		
避難スペース整備加算	都市部	37,300,000		
	標準	35,600,000		
増築整備(既存施設の現在定員の増員)	都市部	27,900,000		
	標準	26,600,000		
短期入所(短期入所のための整備の場合)	都市部	14,200,000		
	標準	13,500,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援、障害児相談支援(各事業のための整備の場合)	都市部	9,670,000		
	標準	9,220,000		
居宅介護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(各事業のための整備の場合)	都市部	6,440,000		
	標準	6,140,000		
避難スペース整備(各事業のための整備の場合)	都市部	37,300,000		
	標準	35,600,000		
補装具製作施設	都市部	14,200,000		
	標準	13,500,000		
盲導犬訓練施設	都市部	175,400,000		
	標準	167,100,000		
点字図書館	都市部	48,100,000		
	標準	45,900,000		
聴覚障害者情報提供施設	都市部	65,000,000		
	標準	61,900,000		
解体撤去工事費(入所系)	都市部	12,700,000		
	標準	12,100,000		
解体撤去工事費(通所系)	都市部	6,380,000		
	標準	6,080,000		
仮施設整備費(入所系)	都市部	23,200,000		
	標準	22,200,000		
仮施設整備費(通所系)	都市部	11,100,000		
	標準	10,600,000		

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 特別豪雪地域に所在する場合は、都市部単価を適用すること。
- 3 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 4 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。